

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：平成33年3月までに、全社員の平均所定外労働時間を月30時間未満とする。

<対策>

- 定期的に箇所別の所定外労働時間を周知し、所定外労働時間の短縮を促す。
- 所定外労働時間が多い箇所での積極的な増員を図る。

目標2：平成33年3月までに、全社員の平均有休取得率を80%以上とする。

<対策>

- 計画的な有休取得奨励日を設定する。
- 定期的に箇所別の有休取得率を周知し、積極的な有休の消化を促す。

目標3：男性社員も含め、育児休業、育児短時間勤務制度、子の看護休暇等の制度について周知を強化する。

<対策>

- 制度の概要について分かりやすい案内を作成する。
- メッセージ、文書回覧により認知度を高める。